

平成22年度 消費生活講座

～「相楽暮らしのエキスパート養成講座」入門編～

目的

情報の高度化、商品・サービスの多様化が進む中で、消費者トラブルや消費者被害は多発しています。騙されているとは言えないまでも、過剰な情報の中で錯覚を起こしている消費者は少なくありません。

被害に遭う前に商品や制度などの基礎知識を学び、自立した消費者になることが求められています。自分自身の被害防止と共に、地域全体で被害防止に目配りできる「暮らしのエキスパート」を養成する目的で以下のとおり講座を開催します。コントあり替え歌ありで楽しく学べる講座を用意しました。

日時・内容

回	日時	内容	場所
1	10月15日(金) 13:30～15:30	テーマ：「消費生活センターの仕事」 ・「契約」についての基礎知識 ・「クーリングオフ」の基礎知識 講師：消費生活相談員	相楽会館 大ホール
2	10月29日(金) 13:30～15:30	テーマ：「悪質商法アレコレ」 - 消費生活相談の現場から - ・「マルチ商法」, 「SF商法」, 「アポイントメント商法」, 「出会い系サイト」等の事例をコントで楽しく紹介 ・被害にあわないための基礎知識 講師：消費生活相談員	相楽会館 大ホール
3	11月12日(金) 13:30～15:30	テーマ：「JAS法に基づく食品表示の見方」 ・知っておきたい食品表示の基礎 ・生鮮食品と加工食品の表示の見方 講師：近畿農政局 消費・安全部地域第一課 表示・規格指導官	相楽会館 大ホール
4	11月26日(金) 13:30～15:30	テーマ：「お金の話アレコレ」 - 知らん・不安・ようわからん保険の話 - ・無駄な保険を見直すチャンス 講師：ファイナンシャルプランナー・消費生活相談員	相楽会館 大ホール

講師の都合により、内容を変更する場合があります。

募集定員 50人
 参加資格 木津川市及び相楽郡に在住・在勤の方
 参加費 無料
 主催 相楽消費生活センター（相楽郡広域事務組合）
 申し込み 電話・F a x で受付

原則、全4回の講座の受講を希望される方を募集します。先着順とし、定員を越えた場合は抽選を行い、9月30日（木）までに申込者ご本人に連絡させていただきます。

締め切り 9月24日（金）

問い合わせ先

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
木津川市	観光商工課	(0774)75-1216	精華町	産業振興課	(0774)95-1903
笠置町	企画観光課	(0743)95-2301	南山城村	産業生活課	(0743)93-0101
和束町	農村振興課	(0774)78-3001	相楽郡広域事務組合	事務局	(0774)72-0421

申し込み先
相楽消費生活センター
 （相楽郡広域事務組合）
<http://www.souraku-kyoto.or.jp>
 〒619-0214
 木津川市木津上戸15 相楽会館内
 TEL(0774)72-0421 FAX(0774)72-0470

平成22年度 消費生活講座申込書 相楽消費生活センター行き

(F A X 0 7 7 4 - 7 2 - 0 4 7 0)

(フリガナ)		住所又は勤務地の市町村	TEL	
氏名			FAX	

いただいた個人情報につきましては、本講座の運営以外に使用いたしません。